

各務原市内介護保険事業者

〃 有料老人ホーム事業者 各位

各務原市 健康福祉部長

各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業の開始と
岐阜県による光熱費高騰対策事業について

平素より、各務原市介護保険行政へのご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、本市では、エネルギー負担が増加している各務原市内の事業所に対し、エネルギー価格高騰の影響緩和を目的とした「各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業」について、令和4年11月29日より受付を開始しております。(別添「案内チラシ」参照)

しかしながら、皆様方におかれましては、近日中に岐阜県が、医療機関や、社会福祉施設等を対象とした光熱費高騰対策事業を実施する予定であることから、県の支援事業の詳細が決定するまでは、一旦ご申請をお待ち頂きますようお願いいたします。

岐阜県は現時点では支援対象や補助額等の制度を設計中ですが、市の支援制度と重複する部分については、県の支援額を差し引いた額を市で支援する事となりますので、必要な申請内容が変わってまいります。

県の支援制度詳細が決定し次第、追ってご連絡いたしますが(12月上旬頃を予定)、一旦本市における「各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業」につきましては、そのご申請をお待ち下さい。(申請は令和5年1月末迄可能です。)

【各務原市・中小企業等におけるエネルギー価格高騰対策支援事業について】

対象：市内に事業所等がある事業者（大企業を除く）

助成額：4月～10月迄のいずれかの1か月

(最も高い1か月)において、

(1) ガソリン (2) 電気 (3) ガス

(4) 灯油 (5) 重油 (6) 軽油

に係る経費の合計が7万円以上である事業所に対して、高騰したエネルギー経費の一部を右表の通り定額(6ヶ月分総計分として)で助成します

募集・申請期間：令和4年11月29日～令和5年1月末迄

備考：支援金の申請は、郵送またはウェブ上の申請フォームのみで受け付けます。

※窓口での申請は受け付けません。

(申請担当課：産業文化センター6F・商工振興課 TEL 058-201-2378)

1月あたり エネルギー使用料	助成額 (定額・6ヶ月分計)
7万円～10万円未満	4万円
10万円～15万円未満	7万円
15万円～20万円未満	10万円
20万円～25万円未満	13万円
25万円～30万円未満	16万円
30万円～35万円未満	19万円
35万円以上	20万円

《ご注意いただきたいこと》

○各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業の申し込みについては、岐阜県の事業内容が判明してから、申請をお願いします。

(県の支援制度を差し引いた分を、市の支援分とする予定です。)

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係	
電話	058-383-2067 (直通)
Email	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp